## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の改定 概要

## 【経過】

令和3年5月 障害者差別解消法の一部改正

民間事業者による合理的配慮の提供義務化等

令和5年3月 内閣府から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本 方針」の変更について通知

- ・不当な差別的取り扱い、合理的配慮の提供義務違反になる例等 の追記。
- 建設的対話、相互理解の重要性の追記。
- ・障害のある女性、性的マイノリティ、障害のある子どもに関する留意事項の追記。

令和6年1月 内閣府から自治体に職員対応要領(変更後)について情報提供 令和6年4月 変更後の基本方針・民間事業者の合理的配慮義務化施行

## 【職員対応要領の主な変更内容】

- 1 不当な差別的取扱い・合理的配慮の提供義務違反になる例等の追記
  - ・車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を 解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障 害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。
  - ・試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった 場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整 を行うことなく一律に対応を断ること。
  - ・視覚障害のある人からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求め に応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、障害の ある人本人の希望に応じて同性の職員が案内する。等

## 2 建設的対話・相互理解の重要性の追記

社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害のある人と行政機関等が共に考えていくためには、建設的対話を通じ、お互いの状況の理解に努めることが重要であることを追記。